

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金
募集のご案内

～成長分野の競争力強化・新規参入を目指す中小企業者を支援します～

助成事業の概要

1. 対象事業 航空宇宙、医療・福祉機器、医薬品等の成長分野において、県内中小企業者・中小企業グループが競争力強化・新規受注獲得を図るとともに、他産業から成長分野への参入を目指すために自ら行う新たな生産体制の構築、新技術・新工法・新製品の開発、新規参入のための認証・認可取得などの事業

2. 対象者 県内の中小企業者、中小企業グループ

3. 対象経費等

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額 (1事業あたり)
航空宇宙、医療・福祉機器、医薬品（保健機能食品を含む）の分野において、自ら行う新たな生産体制の構築、新技術・新工法・新製品の開発などの事業	・人件費（高度専門人材の新規雇用等） ・指導料（報償費、コンサルティング料等） ・研究開発・試作費（原材料、消耗品、機器賃借料等） ・試験手数料、試験機器等使用料 ・委託費（デザイン、詳細仕様作成等） ・事務費（消耗品、薬事相談手数料等） ・展示会出展費 ・産業財産権取得費（弁理士費用、外国特許出願時の翻訳料等）	助成対象経費の1/2以内 (2回目以降は1/3以内)	上限 1,000万円 下限 200万円
航空宇宙、医療・福祉機器、医薬品（保健機能食品を含む）の分野への新規参入等のために必要な認証等の取得事業	・認証等取得手数料 (申請料、審査料、翻訳・通訳料等) ・認証等取得環境整備費 (コンサルタント委託料、内部監査員養成費等) ・展示会出展費		上限 300万円 下限 なし

※各助成対象経費により、対象外費用、上限額などの制限があります。

※助成対象経費、助成条件等の詳細は、下記のホームページによりご確認ください。

4. 募集期間 令和4年3月24日（木）～ 令和4年4月26日（火） ※当日17時までに書類必着
※ 応募件数（金額）が一定件数（金額）に満たないときは、再度募集を受け付ける場合があります。

5. 事業期間 交付決定日から令和5年2月28日（火） ※実績報告書の最終提出期限の日とします。

6. 応募方法 以下の公益財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参または郵送により、助成金交付申請書を1部、裏面の申請書提出先へ提出してください。

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留で提出願います。

※ 提出いただいた書類は返却できません。

【申請書ダウンロード：岐阜県産業経済振興センターホームページ内以下のページから】

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022032403/index.asp>

7. 主な条件 裏面をご覧ください。

8. 選考方法等 「航空宇宙・医療福祉機器産業等競争力強化支援事業費助成金審査委員会」において審査・選考等を行い、令和4年6月中に助成事業者を決定、公表する予定です。

主な助成条件

主な助成の条件は以下のとおりです。

詳細は、当センターホームページ内以下のページを ご確認ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022032403/index.asp>

- ① 当該助成金の申請は、1 企業、1 申請に限ります。
- ② 助成事業・対象者の条件
 - ・ 中小企業者並びに、中小企業グループ（構成の 3 分の 2 以上が中小企業者からなる集団）による事業であること。
 - ・ 県、並びに県の関係団体から助成金を受ける事業は対象になりません。
 - ・ 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第 3 条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
 - ・ 国税、県税、市町村税が未納の者は対象になりません。
 - ・ 複数年にわたる事業の応募もできます。ただし、年度ごとに当助成金の交付決定を受ける必要があり、初年度の交付決定を受けても翌年度以降の助成金交付をお約束するものではありません。
- ③ 対象経費・対象外経費、助成対象期間
 - ・ 対象経費の詳細については、上記ホームページ掲載の「運用について」を参照願います。
 - ・ 助成対象期間は、交付決定の日(6 月中の予定)から助成事業の完了日または令和 5 年 2 月 28 日（火）です。ただし、複数年の継続事業で次年度に継続申請する場合は、前年度の事業完了日の翌日から当該年度の事業完了日までとなります。
- ④ 経費別上限額
 - ・ 新規人件費（基本給のみ）の「助成対象経費」は 1,000 万円が上限（助成額は 500 万円が上限）です。
 - ・ 指導料及び委託費（認証等取得環境整備費の委託料を除く。）の「助成対象経費」の合計額は、「助成対象経費の総額」の 2/3 が上限です。
 - ・ 産業財産権取得費の「助成対象経費」は、200 万円を上限（助成額は 100 万円が上限）とし、かつ「助成対象経費の総額」の 1/2 が上限です。
- ⑤ 助成の対象とならない経費
 - ・ 既存人件費、建設費、食糧費（会議における飲食費等）、保守又は修繕に要する経費、備品購入費、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税（地方消費税を含む）は助成対象経費となりません。
- ⑥ 事業着手時期
 - ・ 着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。
 - ただし、事業の性格上、又は、やむを得ない理由があると当センターにより特に認めた場合はこの限りではありません。
- ⑦ 実績報告
 - ・ 助成事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後 15 日を経過した日、又は、令和 5 年 2 月 28 日（火）のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑧ 助成金の支払い
 - ・ 実績報告書の提出・確定通知後に支払います。
- ⑨ 事業状況等の報告
 - ・ 助成事業の終了の翌年度から 5 年間、事業化状況等報告書を提出していただきます。

【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 技術振興部技術支援課

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ 1 丁目 1 番地

電子メールアドレス： kyousou@gpc-gifu.or.jp

※当助成金に関するお問い合わせは、原則、上記アドレスへの電子メールでのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。回答の返信までに、お時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。